

白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し版（概要版）

障害者計画は、市の障がい福祉施策に関する基本的な計画です。

現行の「白井市障害者計画 2016-2025」の期間は平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間ですが、計画策定後に生じた状況変化への対応と、上位計画（総合計画、地域福祉計画等）の策定や見直しに合わせることを目的として、令和 3 年度からの後半期に向けた中間見直しを行いました。

* 中間見直しの対象箇所は、第 1 章、第 2 章、第 3 章の 4 及び第 4 章です。第 3 章の 1～3 は、障害者基本法及び市第 5 次総合計画の基本理念に基づき中長期的な視点で策定された部分であるため、中間見直しの対象外としています。

第 1 章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

- ・ 前身計画・現行計画の策定経緯、今回の中間見直しのあらまし
- ・ 近年の障がい福祉施策等の動向

2 計画の性格と位置づけ

- ・ 障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画であり、市第 5 次総合計画の個別計画として策定
- ・ 市地域福祉計画、市障害福祉計画・障害児福祉計画、市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の関連計画との整合・連携を確保

3 計画の期間

- ・ 平成 28 年度～令和 7 年度（10 年間）
- ・ 令和 3 年度から中間見直し版を施行

4 計画策定の体制

- ・ 市障害者計画等策定委員会（市附属機関）の審議により計画案を作成
- ・ 市民アンケート、関係団体等ヒアリング、パブリック・コメントにより市民意見を把握・反映

〔第 1 章 中間見直しの主な事項〕

- 1 に中間見直しのあらまし及び計画策定以降の法改正その他社会動向を追記

第 2 章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況

- ・ 障害者手帳所持者は各種類とも増加傾向にあるが、中でも精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きい。
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者数は平成 28 年度以降漸減、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばい。

2 アンケート調査結果の要点

① 現在の生活で困っていること

- ・ 最多の回答は、身体手帳所持者が「特に困っていることや不安に思うことはない」、療育手帳所持者が「将来にわたる生活の場（住居）、または入所施設があるかどうか不安」、精神手帳所持者が「人とのコミュニケーションがうまくとれない」。

② 悩みや困りごとの相談先について

- ・ 最多は家族や知人、友人。公的な相談窓口を利用する人の割合は低い。

③ 身の回りの介助・支援の状況

- ・ 担い手は配偶者等の近親者が中心。年齢は60～70代が多い。
- ・ 介助を受ける上での問題としては、「介助してもらうことに気を遣う」、「介助者の代わりになる人がいない」の回答が多い。

④ 災害時の避難等について

- ・ ひとりで避難等ができると答えた人は5割弱。「できない」と答えた人のうち、避難を助けてくれる人が昼夜とも身近にいる人は6割弱。
- ・ この他の不安としては、避難先における医療や生活面を挙げた人が多い。

⑤ 差別や偏見について

- ・ 障がい等が原因で差別的な扱いを受けた経験は「特になし」と答えた人が7割弱（前回調査時は5割強）。
- ・ 障害者手帳を所持しない人では、半数近くが、社会に差別意識があると回答。

⑥ 地域で自立して暮らしていくために、特に力を入れてほしいこと

- ・ 身体手帳所持者及び難病患者では、前回に続き交通や都市インフラ分野が上位に入った。
- ・ 療育手帳所持者では、地域移行や就労に関する施策が多い。
- ・ 精神手帳所持者では半数以上が経済的支援を挙げ、第2位はプライバシーの保護となった。

〔第2章 中間見直しの主な事項〕

➤1 に策定以降（H27～31年度）の障害者数の数表等を追記

➤2 に今回のアンケート調査の結果要点及び前回（H26）結果との比較結果を追記

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

「障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり」

2 計画の基本目標

① 「地域での自立生活への支援の推進」

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進める。

② 「社会参加の支援・促進」

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進する。

③ 「快適で人にやさしいまちづくりの推進」

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進める。

3 計画の展開（施策の体系）

目標像 < 基本目標（3） < 施策の方向（10） < 施策・事業（86）

※上位の枠組みから順に記載。括弧内は項目数の合計

4 重点取り組み

① 相談支援体制の充実

障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実

② 地域生活基盤の整備の推進

障がいのある人等が住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、日中活動の場や居住の場等を整備

③ 防災対策の推進

市の地域防災計画を基本とし、速やかな対応が行えるよう体制づくりや訓練などを実施

〔第3章 中間見直しの主な事項〕

➤ 第4章の見直しと併せ、4に、基本目標の達成のため特に必要性が高い施策・事業を再設定

第4章 具体的な取り組みの内容

1 地域での自立生活への支援の推進

① 相談体制・情報提供の充実

課題

- ・ 相談支援事業者及び相談支援専門員の確保
- ・ 身近に相談相手がない人が公的な相談窓口等につながりやすくすることや、難病・発達障がい・高次脳機能障がい等の専門性が必要な相談にも対応できる体制を関係機関とも連携し整備していくこと
- ・ 内容・対象者・緊急性等に応じた情報提供を、新技術の活用も含め、最適な方法により時機を逃さず行うこと

《主な取り組み》

- 相談体制の充実 7 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 6）
- 情報提供の充実 8 施策/事業（〃 継続 2、修正 6）

② 権利擁護体制の充実

課題

- ・ 障害者差別解消法で定められた「合理的配慮」への対応
- ・ 未だ多くの人が、障がい等があることが原因で差別的な扱いを受けたと

感じていること

- ・ 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する白井市職員対応要領に基づく市職員の資質の向上

《主な取り組み》

- 権利擁護施策の推進 4 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 3）
- 当事者参画の促進 1 施策/事業（〃 継続 1）
- 選挙における配慮の実施 1 施策/事業（〃 修正 1）
- 障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進 2 施策/事業（〃 継続 1、新規 1）

③ 福祉サービスの充実と支援施設の整備

課題

- ・ 地域生活支援事業の適切なサービス提供
- ・ 福祉サービスのしくみや種類についての広報や、手続き時の丁寧な説明

《主な取り組み》

- 指定障害福祉サービス等の充実 4 施策/事業（現行計画からの継続 2、修正 2）
- 地域生活支援事業の充実 2 施策/事業（〃 継続 2）

④ 保健・医療サービスの充実

課題

- ・ 障がいの早期発見・早期対応、重度化の原因ともなる生活習慣病等の疾病の予防・早期治療の推進
- ・ 障がいの除去や軽減、難病の症状抑制等に必要な医療が本人や家族の過度な負担なく受けられること
- ・ 障がいのため、診療時等に症状を的確に伝えることができない場合があることへの配慮

《主な取り組み》

- 早期発見・療育の体制の充実 3 施策/事業（現行計画からの継続 2、修正 1）
- 保健サービスの充実 3 施策/事業（〃 継続 2、新規 1）
- 医療につなげる支援の充実 3 施策/事業（〃 継続 2、修正 1）

2 社会参加の支援・促進

① 障がい児の保育・教育の充実

課題

- ・ 障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場の確保
- ・ 障がいや障がいのある児童・生徒に関する教職員の認識・理解の深化
- ・ 障がいのある児童・生徒との交流教育の拡充
- ・ 放課後児童対策の推進
- ・ 児童発達支援の利用や、保育園等における受入れの促進

《主な取り組み》

- 早期療育・保育の充実 3 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 2）
- 学校教育（特別支援教育）の推進 4 施策/事業（〃継続 1、修正 3）
- インクルーシブ教育システムの推進 2 施策/事業（〃継続 2）
- 放課後対策の充実 2 施策/事業（〃修正 2）

② 就労の支援・促進

課題

- ・ 就労先確保のための事業主への働きかけ、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携
- ・ 就労支援機関の利用促進による知識・能力向上の機会や、就職後の定着支援の提供
- ・ 福祉的就労の場の整備・充実

《主な取り組み》

- 一般就労の促進 5 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 4）
- 福祉的就労の促進 2 施策/事業（〃継続 1、修正 1）

③ 各種活動の支援・促進

課題

- ・ 障がいのある人がスポーツや文化活動等に気軽に参加できるような活動メニューの充実や自主的活動への支援
- ・ 各種活動、社会参加を促進するためのコミュニケーション支援や外出・移動手段の確保
- ・ 団体活動の活性化

《主な取り組み》

- 外出、コミュニケーション支援施策の推進 3 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 2）
- スポーツ・文化芸術活動等の促進 2 施策/事業（〃継続 1、修正 1）
- 当事者団体等の育成・支援 2 施策/事業（〃継続 1、修正 1）

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

① 福祉活動の促進

課題

- ・ 障がいや障がいのある人についての正しい理解及び認識の定着促進
- ・ ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化

《主な取り組み》

- 啓発活動の充実 4 施策/事業（現行計画からの継続 4）
- ボランティア活動の促進 4 施策/事業（〃継続 4）

② バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

課題

- ・ 様々な物理的障壁（バリア）の除去及びはじめてからつukらないこと

- ・ 公共施設等だけでなく、住宅におけるバリアフリー化等の推進
- ・ 安心して施設等を利用できるための維持管理、交通手段の確保等ソフト面での環境整備

《主な取り組み》

- 外出環境の整備（福祉のまちづくり） 5 施策/事業（現行計画からの継続 2、修正 3）
- 住宅バリアフリーの促進 2 施策/事業（〃 継続 2）

③ 防災・防犯等対策の推進

課題

- ・ 災害時の速やかな対応と障がい特性に配慮した支援ができるような体制づくり、訓練等の実施
- ・ 自主防災組織への市民の理解・協力を促すための意識啓発や組織づくりへの支援

《主な取り組み》

- 防災・防犯等対策の推進 7 施策/事業（現行計画からの継続 4、修正 3）
- 消費生活相談の実施 1 施策/事業（〃 修正 1）

〔第 4 章 中間見直しの主な事項〕

- これまでの達成状況、基礎調査（アンケート・ヒアリング）の結果、上位計画の見直し内容、法令改正、国県ほか社会の動向等を視点として現状と課題の見直しを行ったうえで、個々の施策・事業の見直しを実施。
- 施策・事業の数 現行 87→中間見直し素案 86（内訳：新規 2、廃止 2、他項目と統合 1、修正 43、継続 41）

第 5 章 計画の推進と進行管理

- ・ PDCA サイクルに基づく進行管理
- ・ 障がいの内容やライフステージに対応した、きめ細やかで一貫した体制づくりのため、保健・医療・福祉の連携体制を強化
- ・ 関係機関・団体等との連携を強化。広域的に取り組んだ方が良い課題については、周辺市町や県等と連携
- ・ 広報活動の充実、福祉・ボランティア等に関する学習機会の提供等による市民参画の促進
- ・ 白井市地域自立支援協議会を活用した計画推進状況の確認・評価、結果の公表・報告
- ・ 福祉的人材の確保・育成、資質の向上